

入札説明書

この入札説明書は、令和8年4月15日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

八雲町長 萬谷俊美

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 八雲町役場庁舎建設工事基本・実施設計業務
- (2) 業務場所 二海郡八雲町宮園町地内
- (3) 業務期間 契約締結日から令和10年2月29日まで
- (4) 業務概要 八雲町役場庁舎建設工事基本・実施設計業務一式
役場庁舎・保健センター・子育て支援センター・発達支援センター
想定規模 A=4,500㎡ 付属棟（公用車庫）
外構設計、開発行為設計、情報ネットワーク設計、ZEB対応設計
その他詳細は別途閲覧に供する仕様書、図面による。

2 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は**単体企業**であり、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 令和8年度八雲町競争入札等参加資格有資格者名簿において、**建築設計**に登録されていること。
- ウ 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- エ 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- オ 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第3条第1項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- キ 建築士法（昭和52年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所登録をしていること。かつ、**北海道内に本社（店）又は支社（店）（支社（店）の場合においては、契約権限の委任がされていること。）**を有すること。
- ク 過去15年間（平成23年4月1日以降）に、北海道内において次の業務を受託した実績を有する者であること。ただし、共同企業体により受注した業務の実績は代表者として受注したものに限る。
 - ①発注者 ー
 - ②構造 S造、RC造又はSRC造
 - ③床面積 2,000㎡以上
 - ④用途 銀行、本社ビル、庁舎等、警察署、消防署

(平成31年国土交通省告示第98号別添二第2類の銀行、本社ビル、庁舎等、警察署、消防署をいう。)

⑤種 類 新築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務

ケ 一般社団法人 環境共創イニシアチブが実施する「ZEB プランナー登録」を受けていること。

コ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 業務実施上の要件

(1) 配置予定技術者

ア 管理技術者は、一級建築士であること。

イ 各主任技術者は、建築総合設計、建築構造設計、建築電気設備設計及び建築機械設備設計の4分野とし、建築総合設計分野の主任技術者は一級建築士とし、建築構造設計分野の主任技術者は構造設計一級建築士、建築電気設備設計及び建築機械設備設計の主任技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士であること。

ウ 管理技術者及び建築総合設計分野の主任技術者は、入札参加申請書提出日以前に参加申請企業と3ヶ月以上の雇用関係にあること。

エ 管理技術者及び各主任技術者は、それぞれ1名であること。

オ 管理技術者は、建築総合設計主任技術者との兼任を認める。

カ 配置予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、死亡、長期療養、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者として本町が認める者を配置すること。

(2) 協力事務所（業務の再委託先）について

業務に関する専門分野（管理技術者、建築総合主任技術者が担う業務を除く。）について、

協力事務所を加えることを可能とする。

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似業務実績調書

イ 類似業務実績を証明するもの（業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し））

ウ 同種同規模業務実績を証明する書面（入札保証金納付免除を希望する場合のみ）

2のクの実績で完成日が令和6年4月から令和8年3月までの契約が2件分あれば、契約書の写し及び受渡書の写しを提出してください。

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

オ 配置予定技術者調書

（配置予定技術者の保有資格を証明する書類及び雇用関係を確認できる書類を添付）

カ 配置予定技術者の経歴等

キ 協力事務所参加届（業務の再委託をする場合のみ）

ク 一級建築士事務所登録通知書の写し

ケ ZEB プランナー登録証の写し

コ 返信用封筒（簡易書留料金分切手貼付）

(2) 提出期間

令和8年4月15日（水）から令和8年4月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

(4) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、郵送は提出期間内に必着とする。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書類の差替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年5月8日（金）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年5月14日（木）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

電話番号0137-62-2115

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所

二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場

- (2) 入札日時

令和8年5月25日（月）9時30分

9 郵便等による入札

- (1) 郵便等入札とする。ファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 入札提出期限

令和8年5月22日（金） 午後5時

- (3) 入札書提出場所

049-3192

北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場建設課

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、~~落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。~~

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 ~~免除する。~~

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により町長が定めた資格を有する者で、過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結

しないこととなるおそれがないと認められるとき。

○入札保証金の提出期間：4月15日（水）から5月22日（金）

平日の午前9時00分から午後5時00分まで、最終日は午後3時までとする。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、八雲町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、電子データによる設計図書等を公開しているので確認すること。

ア 閲覧期間

令和8年4月15日（水）から令和8年5月22日（金）まで

イ 閲覧場所

<https://www.town.yakumo.lg.jp/life/2/13/>

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和8年4月15日（水）から令和8年5月14日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

(3) 質問に対する回答は、八雲町公式ホームページで公表する。

ア 閲覧期間

令和8年4月15日（水）から令和8年5月22日（金）まで

イ 閲覧場所

<https://www.town.yakumo.lg.jp/life/2/13/>

14 支払条件

(1) 前金払

各会計年度ごとに、それぞれの出来形部分等予定額の3割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払

中間前金払は行わない。

(3) 部分払

会計年度ごとに、1回とする。

15 支払限度額等

総業務に対する支払限度額及び出来形部分等予定額の会計年度ごとの割合は、次のとおりとする。

(1) 支払限度額の割合

令和8年度 出来形部分等予定額の90%

(2) 出来形部分等予定額の割合

令和8年度 26%

令和9年度 74%

16 契約書作成の要否

必要とする。

17 予定価格等

(1) 予定価格 173,635,000円(税抜157,850,000円)

(2) 最低制限価格

設定しているので最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 入札の執行回数は、1回までとする。

(4) 初度の入札執行時に業務費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるので、内訳書をあらかじめ作成の上、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

18 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第132条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期または取りやめ、公正取引委員会への通報を行うことがあります。

また、契約締結後に入札談合の事実が認められる証拠を得たときは、賠償金を徴収し、場合により契約を解除することがあります。

(3) 競争入札参加者は、競争入札心得及び郵便等入札の取扱いについて(八雲町公式ホームページで確認すること。)、その他関係法令の規定を承知すること。

(4) 入札参加者が1者となった場合は、当該入札を中止する。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 契約の相手方が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による売掛債権流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を八雲町に提出し、八雲町が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、八雲町が指定する様式により依頼すること。

(7) その他入札に関する問合せ先

八雲町役場建設課

電話番号0137-62-2115